

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の 一部を改正する省令について

1 根拠条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号ハ
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第二十六条

2 概要

2.1 一般会計等以外の特別会計の将来負担額の算定方法の明確化

宅地造成事業が資産超過である場合に、宅地造成事業以外の事業の将来負担額及び公営企業に設けられた基金から他会計への貸付金の現在高から、当該資産超過の額を控除しないことを明確にする他所要の整備を行う。

2.2 財政健全化計画完了報告書等の様式の改正

財政健全化計画完了報告書、財政健全化計画完了報告書（要旨）等の様式に、財政の早期健全化等が完了した年度の財政健全化計画等の実施状況を追加する。

3 施行日 平成二十二年四月一日